

名家連ニュース

令和2年2月7日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.687号

令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ⑤

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

《現状》

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。

○精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。

○精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

《成果目標(案)》

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。(新規)

○精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。

○精神病床における退院率の上昇：3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

地域生活への移行について

【自立生活援助】

○自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、定期的な居宅訪問や随時の相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスで、令和元年8月現在の利用者数は、37都道府県、783人となっている。

○当該サービスについては、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した者のみならず、現に一人暮



らしの者や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況の者も対象になるものである。

○ また、標準利用期間は1年間としているが、さらにサービスの利用が必要な場合は審査会の審査を経て更新を可能としている。

○ 障害者支援施設等から一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らしをしている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活することを可能とするサービスであるため、都道府県等におかれては、上記の点にも留意し、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等をお願いする。

【共同生活援助（日中サービス支援型）】



○ 共同生活援助（日中サービス支援型）は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保し、また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置を可能としたグループホームの類型である。

○ 都道府県等におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、必要に応じ、共同生活援助（日中サービス支援型）を活用するなどして、重度化した障害者の地域生活への移行、地域生活の継続のための支援に努められたい。

自立生活援助について

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設。

（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

《対象者》

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

《支援内容》

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・体調に変化はないか、通院しているか
 - ・地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

○ 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

○ 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

